

地方自治法第199条第7項の規定により、下記のとおり財政援助団体監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和 元年 7月2日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

## 記

### 1. 監査の対象

公益社団法人新庄・最上地域シルバー人材センターの平成30年度の財務に関する事務の執行について

### 2. 監査の期間

令和元年5月20日から令和元年6月14日まで

### 3. 監査の方法

監査対象団体に監査資料の提出を求め、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取することにより監査を実施した。

### 4. 監査の結果

市補助金対象事業について監査した結果、予算の執行状況及び付属書類は計数的に正確であると認めた。また、業務の執行についても概ね妥当であった。